○国土交通省告示第五百八十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＱＥ	142038	ＴＡＩＪＵ	平成29. 3. 28
８ＫＯＤ	125953	えとも	29. 3. 2
８ＫＯＬ	125955	えさん	29. 3. 30
ＪＧＱＵ	134982	旭丸	29. 3. 17
ＪＨＨＬ	135813	雄山丸	29. 3. 9
ＪＤ2724	132866	フェリーあざれあ	29. 3. 23
ＪＤ2733	128514	びなす	29. 3. 16
ＪＤ3007	141076	しろやま	29. 3. 22
ＪＥ2430	122310	第二十八大勝丸	29. 3. 15
ＪＥ3105	133296	第二十八黒崎丸	29. 3. 14
ＪＧ4441	128147	平安座共和	29. 3. 6
ＪＧ5073	133102	第二十二芝浦丸	29. 3. 23
ＪＧ5416	135198	旭進丸	29. 3. 9
ＪＩ3568	134144	陽宝丸	29. 3. 13
ＪＩ3580	135023	第三十二大洋丸	29. 3. 24
ＪＫ4849	133672	第十二海幸丸	29. 3. 22
ＪＬ5822	131480	第八十五玉高丸	29. 3. 22
ＪＬ6219	133944	第弐三鳳丸	29. 3. 9
ＪＬ6474	135509	眞聖丸	29. 3. 27
ＪＭ6164	132745	第七えるびい丸	29. 3. 21
ＪＭ6200	124633	第十八こがね丸	29. 3. 28
ＪＭ6462	134558	第三姪子丸	29. 3. 9
ＪＭ6650	136398	第八海上丸	29. 3. 3
ＪＧ3240	114550	第二十五大新丸	29. 4. 28
ＪＧ4361	126783	金剛丸	29. 4. 10
ＪＧ5373	136609	第三十八たけ丸	29. 4. 24
ＪＨ2854	123818	第三十一進興丸	29. 4. 27
ＪＩ3151	126444	第七十六たけ丸	29. 4. 10
ＪＪ3531	129198	いわみ	29. 4. 11
ＪＫ5125	132530	明宝丸	29. 4. 11
ＪＫ5189	133043	さんこう瑞運	29. 4. 14
ＪＫ5284	134040	盛厚丸	29. 4. 5
ＪＫ5344	136132	てくのす	29. 4. 10
ＪＬ4851	124062	第十三宝生丸	29. 4. 14
ＪＬ6077	132966	第八十七玉高丸	29. 4. 14
ＪＬ6190	132938	第八隆栄丸	29. 4. 18
ＪＬ6206	133901	俊栄丸	29. 4. 10
ＪＬ6236	133956	寿宝丸	29. 4. 21
ＪＬ6490	137032	太陽	29. 4. 19
ＪＬ6493	137035	宝恵丸	29. 4. 17
ＪＭ5655	129485	第六十一源福丸	29. 4. 5
ＪＭ5847	130504	長運丸	29. 4. 26
ＪＭ6471	135480	第十五あおい丸	29. 4. 24
ＪＭ6585	135445	第五藤光丸	29. 4. 24

○国土交通省告示第五百八十六号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A16141600９	平成28. 12. 26	105834	むらおか

○国土交通省告示第五百八十七号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
6966	平成4. 5. 28	124633	第十八こがね丸
A02191103	14. 4. 30	122503	第二大徳丸
A08111711	20. 4. 14	122316	第三十八喜代丸
A14131110６	26. 8. 11	134982	旭丸

○東北地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡七戸町字後平一五二番二から同郡東北町字向平七番四まで	前	一六・六〇～六〇・〇〇メートル	〇・三八五キロメートル
	後	一六・六〇～三二・五〇メートル	〇・三八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
気仙沼市唐桑町境六番一から同市唐桑町境一五番四まで	前	一三・八〇～二七・〇五メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	一四・四六～四一・三二メートル	〇・一二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市唐桑町境六番一から同市唐桑町境一五番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月三十一日

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日立市石名坂町二丁目九四八番一から同市石名坂町二丁目八六番一まで	前	一九・四五～九五・四九メートル	〇・三一七キロメートル
	後	二六・八五～一〇六・九五メートル	〇・三一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所